

飲酒運転撲滅条例、全面施行！



みなさんは平成18年に福岡市で幼い3人の子どもの命を奪ったあの飲酒運転事故を覚えておいてのことだと思います。しかし、悲惨な事故を教訓に飲酒運転を撲滅するどころか、事故の衝撃さめやらぬ平成22年、福岡県の飲酒運転事故件数が全国ワーストワンという最悪の結果となり、さらに平成23年の2月9日には粕屋町で16歳の高校生2人が犠牲となる飲酒運転事故が発生しました。

あの事故の知らせは、当時、警察委員会委員長として飲酒運転撲滅に取り組んでいた私にとって、余りに衝撃的な悲報でした。前途ある子供達が、飲酒運転という憎むべき犯罪によって突然に未来を絶たれる悲劇をどうしたら食い止めることができるのか。考え抜いて出した答えは、飲酒運転撲滅条例の実現でした。

私は23年2月から議員立法の準備を始め、同年6月の県議会を皮切りに、条例調整会議が立ち上がり、条例作りがスタートしました。この取組は、多くの方のご協力と応援をいただいで大きなムーブメントとなり、福岡県飲酒運転撲滅は今年4月1日に一部施行、先月9月21日には全面施行の運びとなりました。この条例の特徴は、皆さんもご存知の通り、全国初の罰則付きの条例となったことです。罰則の代表的なものとしては、飲酒運転違反者へのアルコール依存症診断の受診義務が課せられることや、通勤・通学中の飲酒運転違反については公安委員会から勤務先・学校に通知されるなどがあります。私達が作ったこの条例が飲酒運転を無くし、それによる犠牲者を一人でも多く減らせることを期待し願っています。

今回の条例は、私達議員が提案し作った初めての政策的な条例でしたので、手探り状

月刊 脊 振

福岡県議会議員
(南区選出)
ひぐち明
県政活動報告誌



態で取り掛かったわけですが、作り上げた条例については満足のいくものと自信を持っています。

しかし、私達の想いが100%達成されない点もいくつかありました。例えば飲酒運転検挙者の受診義務については、5年間で2回検挙されて始めて受診義務が課せられる事になっていますが、当初私達は一回目の検挙で受診義務を課することを考えていました。ところが、これについては人権問題等の観点から批判があり、紆余曲折の末、再検挙の場合に受診義務を課するという形に落ち着きました。しかし飲酒運転者の中には明らかに泥酔していたり、日常的に飲酒運転をしていることが分かるようなケースもあります。このような特に悪質な飲酒運転のケースについては、一回目の検挙で受診義務を課することを今後の推移を見ながら考えなければいけないと思っています。

飲酒運転は犯罪であると周知すべき

また条例には、飲酒運転撲滅の店を増やすという項目がありますが、ここはもう少し工夫すべきだったと感じています。ただやみくもに撲滅の店を増やしていくということではなく、例えば飲食店、飲食店利用者、交通事業者を一つのセットとして、それぞれにメリットが感じられるような仕組みを作るべきだったと感じています。期限の制約があり中身をつめることが今回は出来ませんでした。この点についても今後検討していきたいと思っています。

飲酒運転撲滅条例施行後、多くの自治体からこの条例についての問い合わせが福岡県に寄せられています。日本全国の多くの方から関心を持っていただいていることは大変嬉しいことであり、日本中で飲酒運転撲滅の輪が広がっていくことを多いに期待しています。

飲酒運転は犯罪です。お酒を飲んで運転する人は自分が「犯罪者」であるという意識が未だに希薄な人達だと思います。事故が起こらなければ大丈夫、警察の検問にあわなければ大丈夫だという風潮を撲滅しなければならぬのです。そのためにも私達は警察やマスコミの皆さんと一緒に、飲酒運転は「悪質な犯罪である」という広報、啓発に全力で努めて参ります。

飲酒運転によって未来を絶たれる被害者を二度と生まないために、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」を合言葉に、一丸となって飲酒運転撲滅に取り組みしましょう！